

定 款

# 社会福祉法人みずうみ定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム「うぐいす苑」「すまいる苑」の設置経営
- (ロ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）「はなうみ苑」の設置経営
- (ハ) 障害者支援施設「シリウス苑」の設置経営
- (ニ) 特別養護老人ホーム（地域密着型）「あさひ乃苑」の設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業（松江市法吉デイサービスセンター）  
（すまいるデイサービスセンター）
- (ロ) 老人介護支援センター（松江市法吉在宅介護支援センター）
- (ハ) 老人居宅介護等事業
- (ニ) 老人短期入所事業（うぐいす苑）（すまいる苑）
- (ホ) 障害福祉サービス事業（シリウス苑）（法吉ヘルパーステーション）
- (ヘ) 保育所「みずうみ保育園」の設置経営
- (ト) 保育所「みずうみ第2 保育園」の設置経営
- (チ) 小規模多機能型居宅介護事業（あさひ乃苑）
- (リ) 特定相談支援事業
- (ヌ) 一時預かり事業

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人みずうみという。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、障がい者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を島根県松江市西法吉町 36 番 1 号に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 20 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 65 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

## 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （開 催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

#### （招 集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### （議 長）

第一三条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

#### （決 議）

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上19名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を会長、1名を副理事長とする。

4 会長及び副理事長は、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事ではないものとする。

(役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 会長及び副理事長は、理事会の意見を聴いたのち、理事長が委嘱する。

(理事の職務及び権限)

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。

3 理事長は、この法人の業務を執行する。

4 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 会長は、理事長に対し法人運営の助言を主な職務とし、牽引機能の役割も担う。

6 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構 成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招 集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第二七条 理事会に議長を置く。

- 2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（建 物）

(1) 松江市西法吉町 136 番地・135 番地・42 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建

特別養護老人ホーム うぐいす苑

苑 舎 1 棟 1,834.78 m<sup>2</sup>

同機械室 2 棟 45.00 m<sup>2</sup>

(2) 松江市西法吉町 763 番地 1・763 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺・陸屋根4階建

(イ) 軽費老人ホームケアハウス はなうみ苑

(ロ) 松江市法吉デイサービスセンター

(ハ) 松江市法吉在宅介護支援センター

(ニ) みずうみ保育園

苑 舎 1 棟 3,009.62 m<sup>2</sup>

(3) 松江市西法吉町 764 番地所在の軽量鉄骨造平家建

はなうみ苑倉庫 1 棟 115.93 m<sup>2</sup>

(4) 松江市法吉町字下り松 626 番地 1・625 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根2階建

(イ) 特別養護老人ホーム すまいる苑

(ロ) すまいるデイサービスセンター

苑 舎 1 棟 2,136.95 m<sup>2</sup>

(5) 松江市法吉町字下り松 624 番地 1 所在の鉄筋コンクリート、鉄骨造陸屋根・ルーフィング瓦葺2階建

(イ) 特別養護老人ホーム すまいる苑

(ロ) 障害者支援施設 シリウス苑

苑舎 1棟 4,230.71 m<sup>2</sup>

(6) 松江市法吉町字下り松 625 番地 1・627 番地 5・628 番地所在の鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建

みずうみ保育園

園舎 1棟 545.00 m<sup>2</sup>

(7) 松江市法吉町字下り松 722 番地 4・722 番地 5・624 番地 3 所在の鉄骨造アルミ亜鉛合金メッキ鋼板葺平家建

みずうみ第2保育園

園舎 1棟 565.71 m<sup>2</sup>

(8) 松江市古志町 191 番地 10 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

(イ) 特別養護老人ホーム（地域密着型）あさひ乃苑

(ロ) 小規模多機能型居宅介護事業所あさひ乃苑

苑舎 1棟 1,907.66 m<sup>2</sup>

(9) 松江市法吉町字下り松 628 番地 6、629 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
地域包括ケア・交流型在宅ステーション

苑舎 1棟 535.07 m<sup>2</sup>

(10) 松江市法吉町字下り松 627 番地 1、628 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
みずうみ保育園体育館

園舎 1棟 871.35 m<sup>2</sup>

(土地)

(1) 松江市 西法吉町 1 3 4 番（うぐいす苑敷地）

宅地 37.65 m<sup>2</sup>

(2) 松江市 西法吉町 1 3 5 番（うぐいす苑敷地）

宅地 507.16 m<sup>2</sup>

(3) 松江市 西法吉町 1 3 6 番（うぐいす苑敷地）

宅地 2,032.20 m<sup>2</sup>

(4) 松江市 西法吉町 4 2 番 5（うぐいす苑敷地）

宅地 276.53 m<sup>2</sup>

(5) 松江市 西法吉町 7 6 3 番 1（はなうみ苑敷地）

宅地 1,872.00 m<sup>2</sup>

(6) 松江市 西法吉町 7 6 3 番 2（はなうみ苑敷地）

宅地 221.70 m<sup>2</sup>

(7) 松江市 西法吉町 7 6 3 番 3（はなうみ苑敷地）

宅地 369.41 m<sup>2</sup>

(8) 松江市 西法吉町 7 6 4 番（はなうみ苑倉庫敷地）

宅地 360.00 m<sup>2</sup>

(9) 松江市 法吉町字下り松 6 2 5 番 3（すまいる苑敷地）

宅地 874.64 m<sup>2</sup>

(10) 松江市 法吉町字下り松 6 2 6 番 1（すまいる苑敷地）

宅地 2,314.32 m<sup>2</sup>



- (11) 松江市 法吉町字下り松 6 2 4 番 1 (シリウス苑敷地)  
宅地 3,995.73 m<sup>2</sup>
- (12) 松江市 法吉町字下り松 6 2 4 番 4 (シリウス苑敷地)  
宅地 74.13 m<sup>2</sup>
- (13) 松江市 法吉町字下り松 6 2 4 番 5 (シリウス苑敷地)  
宅地 339.52 m<sup>2</sup>
- (14) 松江市 法吉町字下り松 6 2 4 番 6 (シリウス苑敷地)  
宅地 27.96 m<sup>2</sup>
- (15) 松江市 法吉町字下り松 6 2 5 番 4 (シリウス苑敷地)  
宅地 88.19 m<sup>2</sup>
- (16) 松江市 法吉町字下り松 6 2 5 番 5 (シリウス苑敷地)  
宅地 112.32 m<sup>2</sup>
- (17) 松江市 法吉町字下り松 6 2 5 番 6 (シリウス苑敷地)  
宅地 767.39 m<sup>2</sup>
- (18) 松江市 法吉町字下り松 6 2 5 番 1 (みずうみ保育園敷地)  
宅地 412.26 m<sup>2</sup>
- (19) 松江市 法吉町字下り松 6 2 8 番 1 (みずうみ保育園敷地)  
宅地 1,338.00 m<sup>2</sup>
- (20) 松江市 法吉町字下り松 624 番 3 (みずうみ第 2 保育園敷地)  
宅地 102.15 m<sup>2</sup>

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三八条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、松江市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、松江市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の多数により決議しなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、

自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 法吉訪問看護ステーションの設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第八章 解散

(解散事由)

第三九条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由の場合は解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、松江市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を松江市長に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人みずうみの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 岩本久人  
理 事 大谷和男  
理 事 岩荷寿之  
理 事 森脇 皎  
理 事 立川 浩  
理 事 石橋道世  
理 事 賀戸忠友  
監 事 富永利典  
監 事 田部保富

この定款は、昭和60年8月1日から施行する。

この定款は、昭和61年5月28日から施行する。

この定款は、昭和63年7月26日から施行する。

この定款は、平成1年1月10日から施行する。

この定款は、平成2年8月2日から施行する。

この定款は、平成8年3月8日から施行する。

この定款は、平成9年9月30日から施行する。

この定款は、平成10年1月22日から施行する。

この定款は、平成10年8月10日から施行する。

この定款は、平成11年7月27日から施行する。

この定款は、平成13年1月5日から施行する。

この定款は、平成13年9月18日から施行する。

この定款は、平成13年12月28日から施行する。

この定款は、平成14年8月21日から施行する。

この定款は、平成14年9月19日から施行する。

この定款は、平成15年10月14日から施行する。

この定款は、平成16年3月3日から施行する。

この定款は、平成16年5月17日から施行する。

この定款は、平成17年1月20日から施行する。

この定款は、平成17年3月17日から施行する。

この定款は、平成17年3月31日から施行する。

この定款は、平成17年9月6日から施行する。

この定款は、平成18年8月25日から施行する。

この定款は、平成19年6月28日から施行する。

ただし、第5条第1項及び第5項並びに第15条第1項の改正規定は平成19年7月30日から適用する。

この定款は、平成19年8月20日から施行する。

この定款は、平成22年12月5日から施行する。

この定款は、平成23年9月20日から施行する。

この定款は、平成24年3月1日から施行する。

この定款は、平成26年3月7日から施行する。

この定款は、平成26年3月31日から施行する。

この定款は、平成26年9月25日から施行する。

この定款は、平成26年10月6日から施行する。

(みずうみホームヘルパー2級過程養成事業削除)

この定款は、平成27年3月31日から施行する。

この定款は、平成28年4月25日から施行する。

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、平成31年4月22日から施行する。

## 社会福祉法人みずうみ定款施行細則

(理事長の専決)

第1条 定款第6条第1項に規定する、理事長が専決できる日常の軽易な業務については、次のとおりとする。

1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。

職員の任免、進退、賞罰及び給与に関することは、理事会の同意を得て行うものとし、緊急やむを得ない場合については、理事会で報告する。

2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があるもの。

当該処分について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会で選任する職務代理者が専決する。

4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。

当該契約について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会で選任する職務代理者が専決する。

5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。

イ 施設整備の保守管理、物品の修理等。

ウ 緊急を要する物品の購入等。

契約価格500万円以上のものについては、理事会の議決を得た上で行うものとし、300万円以上500万円未満については、理事会で報告する。ただし、500万円以上で緊急を要する修繕にかかるものについては、事後報告とすることができる。

当該契約について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会で選任する職務代理者が専決する。

6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

取得、改良、処分について、価格500万円以上のものについては理事会の議決を得た上で行うものとし、300万円以上500万円未満については、理事会で報告する。ただし、500万円以上で緊急を要する修繕等にかかるものについては、事後報告とすることができる。

7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。

売却又は廃棄について、価格500万円以上のものについては理事会の議決を得た上で行うものとし、300万円以上500万円未満については、理事会で報告する。ただし、500万円以上で緊急を要する修繕等かかるものについては、事後報告とすることができる。

当該売却等について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会で選任する職務代理者が専決する。

8 予算上の予備費の支出。

- 9 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- 10 入所者預り金の日常の管理に関する事。
- 11 寄付金の受入れに関する決定。

寄付金の募集に関する事項については、理事会の同意を得た上で行う。

(理事会及び評議員会の議決)

第2条 理事会及び評議員会における議長の議決権については、可否同数のときの決定権として行使されることとなるので、議決に加わることはできない。

2 理事会及び評議員会に建設請負業者や物品納入業者が加わっている法人が建設請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事及び評議員は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決に加わることはできない。

付則 この定款細則は平成10年6月1日から施行する。

付則 この定款細則は平成29年6月16日から施行する。